

令和6年第4回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和6年3月18日(月) 午前10時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員 2番 蘇武徳行委員
3番 久我一仁委員 4番 千葉みどり委員

4 説明のため出席した者

教育長	千葉睦子
部長	鈴木学
次長	尾形寿美
次長	菅原健志
教育総務課長	佐々木一浩
学校教育課長	菅原主税
学校教育課副参事	佐藤千寿
社会教育課長補佐	佐藤さとみ
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	小野寺一浩
教育研究センター副参事	加藤忠

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 高橋一人

6 出席点呼・開会

午前10時

教育長 本日、教育長及び教育委員は全員出席となっておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和6年2月13日開催の令和6年第2回栗原市教育委員会定例会及び令和6年3月14日開催の令和6年第3回栗原市教育委員会臨時会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、異議なしと認め、令和6年第2回栗原市教育委員会定例会及び令和6年第3回栗原市教育委員会臨時会の会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

1番 只見委員、4番 千葉委員 に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について、定例会資料1をご覧ください。

第2回定例会後の主な対応事業について、お話したいと思います。

2月29日(木)、第3回学力向上担当者会議が教育研究センターを会場に開催されました。この会議は、12月に実施した学力調査の結果をもとに開催したものです。前回の会議の際に、12月実施の学力調査に向けて、より具体的な改善のための研修を実施し、例えば、無回答が多い作文への対策などについて、各学校に実践をお願いしてきました。その結果、今回は、無回答が減り、これまでは手つかずだった作文の回答が大きく改善しました。多くの学校で改善が見られ、是非、この取組みを今後につなげていきたいと思ったところです。教育委員会としても、このような学校の頑張りを成果として認識することによって、現場や子ども達のモチベーションに繋がるものと思います。来年度以降も、教育研究センターと連携して有意義な研修をしてまいりたいと思ったところです。

3月3日(日)、栗原市スポーツ少年団交流大会が若柳総合体育館を会場に開催されました。市内の小学生によるスポーツ少年団として、卓球、バレーボール、テニス、ラグビー、バトントワリングなど様々な種目のスポーツをする子ども達が一堂に会し、交流を深めるため、ドッチビーの試合が行われました。子ども達がいきいきとプレーする姿がとても印象に残りました。開会の挨拶の中で、会長が部活動の地域移行の話題に触れておりましたが、その話を子ども達が真剣に聞く姿も印象的でした。単に話を聞くだけでなく、聞いた話を自分の中で理解して、行動につなげて行こうという意識の高さを感じられ、非常に感動しました。

3月9日(土)、市立中学校卒業式が開催されました。それぞれの学校の特色を生かした卒業式が執り行われ、良い式典になったと思いま

す。

3月15日(金)、市内小学校3校の卒業式と幼稚園の修了式がありました。明日もまた市内で小学校の卒業式があり、委員の皆様にも出席いただきますので、よろしく願いいたします。

次に、2ページから4ページは、児童・生徒及び教職員の状況です。不登校者数、いじめ認知件数、問題行動、事故・けが等については、資料に記載のとおりです。数値が大きく改善したわけではありませんが、不登校における全欠の数が小学校において若干減少しました。良い形で来年度に繋げて行きたいと思っております。その他の事案については、3件ほど報告されております。すぐに改善できるものではありませんが、学校の適切な対応のもと、より良い方向に改善するよう進めてまいりたいと思います。

以上が、一般事務報告となります。何か質問等はございますか。

久我委員

児童・生徒の問題行動として、器物損壊の報告がありますが、どのような内容でしょうか。

学校教育課副参事

今回は2件の報告があり、1件は教室の窓ガラスを壊してしまったというもの、もう1件は放送室の防音パネルを壊してしまったものです。

久我委員

授業抜け出しや授業妨害について、保護者の方から心配する声があります。現在の対応状況などお聞かせ願います。

菅原次長

最近の状況は、以前に比べると落ち着いてきております。授業抜け出しなどの児童の保護者に対しては担任から連絡するとともに、副校長・教頭、場合によっては校長も入り、指導をしている状況です。

久我委員

先ほどの器物損壊の件では、担任の先生とのコミュニケーションがうまくいかない何人かの児童が、他の児童を巻き込んで問題行動になっているということで、心配している保護者の方もいらっしゃるようです。これから新年度を迎え、クラス編成もあり重要な時期となりますので、対応方よろしく願いしたいと思います。

教育長

保護者の方と連絡をとりつつ共通理解を図りながら、不安の解消に努めていきたいと思っております。

ほかにございますか。

(なしの声あり)

教育長

ほかに質問がないようですので、一般事務報告を終わります。

10 議事

教育長

次に、6 議事 に入ります。

日程1 議案第5号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の5ページをご覧ください。

議案第5号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

議案第5号から第15号までにつきましては、事前送付しております定例会資料2と本日お配りしたA3の補助資料を用いて説明いたします。

それでは、定例会資料2をご覧ください。

本件は、令和6年4月1日から行政組織の見直しにより、課名・係名・分掌事務に変更が生じることから、主に補助資料の概要欄記載の内容のとおり改正し、令和6年4月1日から施行するものであります。具体的には、教育総務課と文化財保護課については、現在の2係体制から1係体制となります。その他資料に記載のとおりです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第5号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程1 議案第5号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程2 議案第6号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

定例会資料1の11ページをお開き願います。

議案第6号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

定例会資料2の6ページをお開きください。

本件につきましては、園児が減少傾向にある中で、現在の園児数と定員数に乖離が生じていることから、実情を踏まえた適正規模の定員に改正するものであります。改正後の定員数については、花山幼稚園を除き、50人刻みで設定しております。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、議案第6号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長 異議なしと認め、日程2 議案第6号は、原案のとおり可決いたします。

教育長 次に、日程3 議案第7号 栗原市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 定例会資料1の13ページをご覧ください。

議案第7号 栗原市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

栗原市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

定例会資料2の7ページをご覧ください。

本件は、放課後児童クラブに関する事務を市長部局に移管することから、主に補助資料の概要欄記載の内容のとおり改正し、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で議案第7号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質問はございませんか。

蘇武委員 補助執行させる事務の中に、「給食費及び督促料の収納に関すること」とあります。学校給食は令和5年度から無償化されておりますが、給食費や督促料が発生することはないのでしょうか。

教育総務課長 給食費は令和5年度から無償となりましたが、令和4年度分以前の給食費は負担がありましたので、収納事務としては、過年度の滞納分の事務などがあります。

教育長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、議案第7号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長 異議なしと認め、日程3 議案第7号は、原案のとおり可決いたします。

教育長 次に、日程4 議案第8号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 定例会資料1の15ページをご覧ください。

議案第8号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する

規則について

栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

定例会資料2の8ページをご覧ください。

本件は、食材費の値上がりに伴い、給食費の単価を10パーセント引き上げるもので、小学校が274円から301円に、中学校が327円から360円に改正するものです。その他、補助資料の概要欄記載の内容のとおり改正し、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で議案第8号の説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

只見委員

ここで扱う給食費は、利用者から徴収する金額の単価のことでしょうか、それとも、市が提供する給食の経費の単価ということでしょうか。

教育部長

徴収する金額のことです。児童・生徒分の給食費は無償化されましたが、学校の先生については給食費負担がありますので、その負担額の引上げでということになります。ただし、市が提供する給食の食材費分の費用でもありますので、徴収金額相当の費用をかけて給食を提供しているという意味でもあります。

教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第8号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程4 議案第8号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程5 議案第9号 栗原市学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の17ページをご覧ください。

議案第9号 栗原市学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則について

栗原市学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

本件は、栗原市学校給食センター運営審議会を廃止し、新たに議案第15号で御審議いただく栗原市学校給食専門事案検討委員会設置要綱を制定し、給食に関する協議が必要となった場合に、専門的な知識を有する者から意見を聴取する委員会を設置するものであります。

これまでは、常設の審議会を設置しておりましたが、給食提供については、アレルギー対応など判断に専門性が求められる事案が様々ありますので、事案が発生した都度、専門家を交えた対応ができるよう設置するものです。施行日は、令和6年4月1日であります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第9号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程5 議案第9号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程6 議案第10号 栗原市適応指導教室設置規則を廃止する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

定例会資料1の19ページをお開き願います。

議案第10号 栗原市適応指導教室設置規則を廃止する規則について

栗原市適応指導教室設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

本件につきましては、日程10 議案第14号において御審議いただく「くりはら子どもの学び支援センター」の創設に伴い、栗原市適応指導教室を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第10号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程6 議案第10号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程7 議案第11号 栗原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

定例会資料1の21ページをお開き願います。

議案第11号 栗原市立学校教職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令について

栗原市立学校教職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

本件につきましては、安全衛生委員会を構成する対象職員を各学校の教職員全体に拡大するとともに、これに応じた委員定数を設定するものであります。

定例会資料2をお開きください。

第5条において、安全管理者を定めておりますが、現行においては教頭のみとなっており、副校長が含まれておりませんので、現状にあわせて改めるものであります。また、第10条第2項において委員の定数を4人としておりますが、義務教育学校にあつては6人を必要とするため、これに対応するため、6人以内と改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第11号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程7 議案第11号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程8 議案第12号 栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

定例会資料1の23ページをお開き願います。

議案第12号 栗原市小中学校事務共同実施組織運営規定の一部を改正する訓令について

栗原市小中学校事務共同実施組織運営規定の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

定例会資料2は11ページです。

本件につきましては、学校事務共同実施組織のグループリーダー、サブリーダーの任命権限行使者の整理を行うものであります。現行では、教育委員会としているものを、教育長に改めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第12号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程8 議案第12号は、原案のとおり可決いたします。

教育長 次、日程9 議案第13号 栗原市子どもの心のケアハウス設置規程を廃止する訓令について、日程10 議案第14号 くりはら子どもの学び支援センター事業実施要綱についての2案件は、関連しますので、一括して御審議いただきたいと思いますが、よろしいですか。
(異議なしの声あり)

教育長 それでは、日程9 議案第13号と日程10 議案第14号は一括して審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長 定例会資料1の25ページをお開き願います。

議案第13号 栗原市子どもの心のケアハウス設置規程を廃止する訓令について

栗原市子どもの心のケアハウス設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

続いて、定例会資料1の27ページをお開き願います。

議案第14号 くりはら子どもの学び支援センター事業実施要綱について

くりはら子どもの学び支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

議案第13号と議案第14号につきましては、先ほど、議案第10号として御審議いただいた「栗原市適応指導教室」と、「栗原市子どもの心のケアハウス」を廃止し、これらを統合した形で、新たに「くりはら子どもの学び支援センター」を創設することに伴う関係規定の整備であります。登校することに不安を抱える児童・生徒を一体的に支援することを目的として設置するものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、議案第13号及び議案第14号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長 異議なしと認め、日程9 議案第13号及び日程10 議案第14号は、原案のとおり可決いたします。

教育長 次に、日程11 議案第15号 栗原市学校給食専門事案検討委員会設置要綱について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 定例会資料1の32ページをご覧ください。

議案第15号 栗原市学校給食専門事案検討委員会設置要綱について

栗原市学校給食専門事案検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

本件については、議案第9号の説明で少し触れましたが、栗原市学校給食センター運営審議会を廃止し、給食に関し協議が必要となった場合に、専門的な知見を有する者による協議について、時機を逸することなく実施できるよう、新たに設置するものであります。その他、補助資料の概要欄記載の内容のとおりであり、令和6年4月1日から施行するものです。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

蘇武委員

検討委員会の報酬や費用弁償などはどのようになりますか。

教育総務課長

今回設置する検討委員会については、会議出席の都度、謝礼をお支払いすることとなります。

教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、議案第15号については、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程11 議案第15号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程12 議案第16号 栗原市教育委員会職員の人事についてを議題といたします。人事に関する案件ですので、秘密会として御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程12 議案第16号は秘密会として審議します。

ここで、説明員以外の事務局職員の退室を求めます。暫時休憩します。

(説明員以外の事務局職員退室)

※秘密会にて審議※

教育長

ここで、秘密会を終了します。説明員以外の事務局職員入室のため、暫時休憩します。

(説明員以外の事務局職員入室)

教育長

会議を再開します。

秘密会で審議した議案は、原案可決であります。

1 1 その他

教育長

次に、7 その他 について、事務局から報告を行います。

栗原市一迫公民館整備基本計画の概要について、説明をお願いします。

社会教育課長補佐

栗原市一迫公民館整備基本計画の概要について説明いたします。

定例会資料2の13ページをお開きください。

市では、市民がいつでもどこでも誰でも学べる生涯学習の拠点の整備を行っております。これまで、若柳公民館、志波姫公民館の整備が完了し、今回は、一迫公民館の整備として、既存の一迫ふれあいホールの機能を有効活用しつつ、コンパクトな公民館の整備を計画しております。

まず、計画の概要についてですが、現在の一迫公民館は、昭和46年建設された旧耐震基準による施設で、耐用年数を経過していることから、一迫地区住民の生涯学習の拠点として整備するものです。建設予定地は、栗原市一迫真坂字清水田河前5番地で、一迫柔剣道場跡地となります。

一迫公民館整備検討委員会につきましては、資料に記載の開催状況のとおり協議してまいりました。また、7月19日に開催されました一迫地区第2回区長会議において、今後の整備検討委員会において協議する内容について説明を行っております。

諸室の構成、平面ゾーニング、配置図につきましては、資料記載のとおりです。

今後は、この内容を今月21日に一迫公民館の整備に係る地域説明会を行い、4月には、一迫公民館整備検討委員会において最終的な意見のとりまとめを行ってまいります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

蘇武委員

現在の一迫ふれあいホールは、今後はどのようになりますか。

社会教育課長補佐

一迫ふれあいホールについては、現状のまま、今後も使用を継続します。

教育部長

近隣に類似施設がある場合には、共存させ、お互いに足りないところを補い合う形で整備する形になります。例えば、志波姫公民館の整備においては、近くに既存施設であるこの花さくや姫プラザに調理室がありますので、新しく整備した志波姫公民館には、調理室の設置は行っておりません。一迫公民館の整備についても、老朽化した現在の一迫公民館に大人数で利用できるホールがありますが、このホールの機能については、近隣の一迫ふれあいホールを利用することとし、新たな公民館整備において機能が重複しないよう、できる限りコンパクトに整備することで、効率化を図るものです。

千葉委員

公民館の検討委員会では、昨年6月に、気仙沼市の公民館を視察されているようですが、今回の一迫公民館の整備について、どのようなところを参考にされたのでしょうか。

教育部長

気仙沼市の鹿折公民館を視察しております。若柳公民館や志波姫公

民館を整備する際にもこの公民館を参考としました。鹿折公民館は、志波姫公民館や一迫公民館と同規模の施設となっており、津波被害を受けて新築した施設です。バリアフリーの考え方であったり、会議室、ホール、調理室などの持ち方などを参考にしております。高齢化による過疎地ということで、栗原市と共通する環境にあることから、同規模の新築施設として参考としたものです。

教育長

ほかにご覧いませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、次に、令和6年度栗原市教育委員会関係行事について、説明をお願いします。

教育総務課長

4月分の栗原市教育委員会関係行事をお知らせいたします。

4月1日(月)午後4時から令和6年度栗原市立学校教職員服務宣誓式がこの花さくや姫プラザを会場に行われます。

6日(土)には、午前10時から栗駒幼稚園ほか6園で入園式が行われます。また、8日(月)・9日(火)には、市内小中学校の入学式が行われる予定です。10日(水)には、築館幼稚園ほか2幼稚園で入園式が行われる予定となっております。

以上で、関係行事の報告を終わります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、次に、少人数学級推進事業について、説明をお願いします。

学校教育課長

来年度の少人数学級推進事業について説明いたします。

令和6年度の少人数学級の実施に必要な教員数は21人ですが、採用できたのは13人でした。必要数を充足できていないため、優先順位をつけて配置する必要があります。そこで、まずは35人学級の実現、次に25人学級の実現という順序で進めてまいりたいと考えております。

また、25人学級についても、第1学年から第4学年まで実施することとしておりますが、こちらについても優先順位を設定する必要があります。考え方としては、小学校1学年については必ず実施し、第2学年から第4学年までについては、児童数の多い学校に優先的に教員を配置していきたいと考えております。

令和6年度において35人学級の実施は、小学校第6学年と中学校を対象としております。実施する学校は、栗駒小学校第6学年、金成小中学校(前期課程)第6学年、若柳中学校の第2学年と第3学年、栗駒中学校第3学年、栗原西中学校第2学年、志波姫中学校第2学年であります。

令和6年度において25人学級を実施する学校は、第1学年での実施が、築館小学校、若柳小学校、一迫小学校。第2学年から第4学年での実施が、若柳小学校、栗駒小学校、金成小中学校（前期課程）となります。限られた人数となりますので、令和6年度は、このような形で進めてまいりたいと考えております。説明は、以上です。

教育長 説明が終わりました。質問はございませんか。
(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、7 その他 を終わります。

1 2 次回教育委員会の開催日程

教育長 次回の教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。
開催日を令和6年4月24日（水）としたいと思いますが、いかがでしょうか。
(異議なしの声あり)

教育長 それでは、次回定例会は、4月24日（水）午後3時からの開催とさせていただきます。

1 3 閉会

教育長 以上をもちまして、令和6年第4回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時20分

1 4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

- 日程1 議案第5号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 日程2 議案第6号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程3 議案第7号 栗原市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程4 議案第8号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程5 議案第9号 栗原市学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則について
- 日程6 議案第10号 栗原市適応指導教室設置規則を廃止する規則について
- 日程7 議案第11号 栗原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
- 日程8 議案第12号 栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令について
- 日程9 議案第13号 栗原市子どもの心のケアハウス設置規程を廃止する訓令について
- 日程10 議案第14号 くりはら子どもの学び支援センター事業実施要綱について
- 日程11 議案第15号 栗原市学校給食専門事案検討委員会設置要綱について
- 日程12 議案第16号 栗原市教育委員会職員の人事について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年4月24日

会議録署名委員 _____

〃 _____